

## 第 2 4 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.1

開 催 日 及 び 場 所	平成 2 6 年 3 月 4 日 (火) 本社会議室	
委 員	田中俊充 (弁護士) 矢橋晨吾 (大学名誉教授) 西谷隆亘 (大学名誉教授) 垣花直樹 (水資源機構監事)	
審 議 対 象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 2 5 年度契約における 1 者応札の状況について</li> <li>2. 平成 2 5 年度第 3 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について</li> <li>3. 平成 2 5 年度第 3 四半期における随意契約に関する点検について</li> <li>4. 平成 2 5 年度新規随意契約について</li> </ol>	
	委 員	機構事務局
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 2 5 年度契約における 1 者応札の状況について</li> <li>2. 平成 2 5 年度第 3 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不調不落は、かなり増加傾向にあるのであるのですか。</li> <li>・国や県等も不調不落に悩んで、何とか業者に仕事をしてもらおうと努力していると思われるが、機構はどのような努力をされているのか。</li> <li>・施設管理補助業務について、平成 2 4 年度第 3 四半期までと平成 2 5 年度第 3 四半期までを比較すると、かなり減少している。</li> <li>・資料 2 の第 3 四半期の 1 者応札案件一覧では不落随契が 1 0 件あるが、どのくらい不落随契に移行しても不成立となっているのか。</li> <li>・不落随契と言う形で最終的には契約されているものもあれば、不落随契に移行しても契約に至らないものもあると思われるが、それ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・右肩上がりになってきておりますが、正確な件数は把握しておりません。</li> <li>・方策としては、1 者応札と不調不落と言うのは、基本的に似たような対応策が行われている。特に不落対策としては、予定価格を作成する際に最新の単価を採用する等、基本的には国や県等と同程度のことを行っています。</li> <li>・施設管理補助業務は複数年契約で行われ、平成 2 4 年度が契約年度であるため、件数が多くなっております。</li> <li>・統計を取っていないため、把握しておりません。</li> <li>・平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日に閣議決定されました独法改革等に関する基本的な方針では、何でも競争とするのではなく、随意契約でやるべきものもあるのではないかと云うところを</li> </ul>

## 第24回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.2

	<p>ぞれ同じくらいの手間をかけていると思う。理由を見ていくと、そもそも最初から随契にしたほうが良いような案件もあるのではないかと思います。何が何でも競争入札を行い、その結果が不調であったり不落であったり、そういうことを繰り返している案件はありませんか。</p> <p>・資料3「1者応札分析結果」の表中「原因分析から、今後の同種業務の発注にあたり、更なる改善点はあるのか？」という問いに対し、改善は困難や条件緩和は困難と言うような回答が結構多いようですが、この点に関して機構として何か考えているようなことはあるのですか。困難なのだから、その改善は無理なわけなのですが、それについて根本的にどうするとか、そういう検討か何かはされているのでしょうか。</p> <p>・統計の整理の仕方であるが、請け負った会社以外にメンテナンスやプログラムの改良が出来ない案件が増えると、どうしても1者応札が増え、落札率が高くなるということなので詳細を分析した方が良いと思われる。また、全体の落札率がどのように変化するかという点も分析が必要と思われ</p>	<p>、総務省の方では、各法人の固有業務について整理しているようで、その関連で国土交通省から全国の関連法人等に対して不調不落のデータを整理する指示が来ており、現在、今年度のデータを整理しているところです。機構としては、総務省の見解を待って色々対応していきたいと考えております。</p> <p>・電気工事や機械設備工事が非常に多いのですが、品質確保するためにはこれ以上の入札条件の緩和は困難です。総務省の方で具体的にどういふものが出されてくるかを見つつ、機構独自でこの案件について、特命随契で行ってもいいのではないかと言うところは勉強していきたいと思っております。</p> <p>・データを整理していきたいと考えております。</p>
--	--	---

## 第 2 4 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.3

	委 員	機構事務局
	<p>る。</p> <p>1 者応札を減らせば、確かに全体の落札率は下がるが、何となく 1 者応札を撲滅したいだけでは、それ以上先へ進んでいけないような気がする。</p> <p>全体の落札率と 1 者応札の増減が複数契約年度と継続された年度で、どのように違いがあるのか全然わかっていないので、その辺についても分析が必要と思う。</p> <p>・資料 3 「群馬用水施設トンネル耐震照査等業務」ですが、原因分析から、今後の同種業務の発注にあたり、更なる改善点はあるのか？」と言う項目の問いに対して「早期発注に努めるとともに、管理技術者については耐震照査の実務経験を問わないことも検討する」とされているが、耐震設計は非常に重要な部分であり、実務経験のない者でも品質確保が出来る工事ができるのか。もし、条件緩和をしたら、どのように品質確保をすることが出来るのかを考えていかないと心配である。機構の仕事は品質を落としてはいけない宿命であるので、そこを逃げないようにどうしていくかと言うことを検討して頂きたいと思います。</p>	

## 第 2 4 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.4

	委 員	機構事務局
<p>3. 平成 2 5 年度第 3 四半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約となりますと、一般に落札率は高いような観念があったのですが、資料 4 の「浦山ダム清水バイパス浮遊管緊急対策検討」の場合は、落札率 6 5 % とかなり低いのですが、これは何か理由がありますか。</li>   <li>・ 資料 4 の「矢木沢発電所 矢木沢ダム関係道路（共用区間）除雪委託」については、東京電力と最初に協定書を交わしてして、その協定書に基づいて東京電力が除雪しているため、別に随意契約をしなくても良いのではないか。</li>   <li>・ 資料 4 の「随意契約等見直し計画区分」欄に「緊急」とありますが、台風のように気象災害的なものと、修理しなければと気がついたので、緊急とした案件はないですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この案件は緊急随契であります が、積算は標準歩掛りを使用して、最終的に受注業者と契約金額を決定しております。</li>   <li>・ 協定書に基づいて随意契約という形で契約させて頂いております。</li>   <li>・ 緊急随契については、機構の中で取扱いを定めており、所長等が個別案件毎に確認して判断しているため、緊急性があったと考えております。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">ここで、緊急と言っているのは、台風がどうのこうのと言うのではなく、通常管理をしている中で、修理しないと管理に支障が出るものを緊急に対処するわけで、通常の入札手続きで行うと 2 ヶ月くらいかかる。その間に管理に支障が生じる。そういうことは認められないので、それに対しては所長の判断で対処していますよと言うルールを作っております。</p>

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクセス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 河野 裕明（内線 2251）

技術管理室担当課長 益山 高幸（内線 4631）